



6. 子どもについて

こども子育てサポートセンター TEL:0942-30-9302

保健予防課 TEL:0942-30-9730 学校教育課 TEL:0942-30-9217

子ども保育課 TEL:0942-30-9025 学校保健課 TEL:0942-30-9273

妊娠したときや、赤ちゃんが生まれたとき、子どもを育てるときにわからないときや、困ったときは、いろいろなことを市役所で聞くことができます。お金のことも相談することができます。

●子どもが生まれるまえにすること

1. 妊娠届（おなかに赤ちゃんができたことを市役所に知らせること）

妊娠したときは、市役所に妊娠届を出します。市役所で「*親子(母子)健康手帳」をもらいます。ほかに、「*妊婦健康診査補助券受診票」、「*新生児聴覚検査受診票」、「*産婦健康診査受診票」、「*出生連絡票」、「*マタニティ教室案内」をもらいます。

*親子(母子)健康手帳：お母さんと子どもの体のこと、子どもが生まれたときのこと、健康診査の結果や予防注射など子どものことを書きます。

*妊婦健康診査受診票：病院でお母さんと赤ちゃんが元気かどうかを調べます。病院で使います。検査は、14回します。

*新生児聴覚検査受診票：赤ちゃんの耳が聞こえるかを病院で調べます。病院で使います。

*産婦健康診査受診票：赤ちゃんが生まれたあと、お母さんと赤ちゃんの体が元気かどうかを調べます。病院で使います。検査は、2回します。

*出生連絡票：赤ちゃんが生まれたことを市役所に教えるときに使います。

*マタニティ教室：お母さんやお父さんになる人やその家族が、妊娠している時や赤ちゃんを産む時、赤ちゃんを育てる時に大切なことを勉強します。

2. 妊婦健康診査（健診）

妊娠したら、病院へ行ってお母さんとおなかの中の赤ちゃんの体を調べます。病院に行くときは、市役所からもらった「妊婦健康診査受診票」を持って行きます。検査は、全部で14回できます。市役所が決めた検査を受けるときは、お金はいりません。

●子どもが生まれたらすること

3. 出生届（赤ちゃんが生まれたことを市役所に知らせること）

赤ちゃんが生まれた日から、14日以内に市役所に出生届を出します。お父さん、お母さんが外国人でも出します。お父さん、お母さんが結婚していることがわかる証明書とパスポートを持ってきてください。分からない時は市民課に聞いてください。お父さんと

お母さんが どちらも 外国人のときで、生まれた 子どもが 60日より 長く 日本に いるときは、子どもの 「在留資格」(日本に 住むことができる 資格)を とります。子どもが 生まれた日から 30日以内に 入国管理局に 行きます。入国管理局に 出す 書類は、入国管理局に 聞いてください。

4. 子ども健康診査

生まれた 赤ちゃんが 元気かどうか、ときどき 病院の 医者が 診ます。お母さんは、赤ちゃんの ことで 心配なことや、わからないことを 相談する ことができます。お知らせの 手紙が 市役所から 郵便で 来ます。お金は いりません。

検査の 名前	子どもの 年齢	し 知っておくこと
乳幼児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4か月 ・ 10か月 ・ 1歳6か月 ・ 3歳 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 久留米市が 決めた 病院か、手紙に書いてある ところで 受けます。 ・ 手紙に 入っている 「健康 診査 受診票」を 書いて、親子(母子)健康手帳と いっしょに 持って 行きます。 ・ 1歳6か月と 3歳の ときは、子どもの 歯が 悪くないかどうか 診ます。

5. 予防注射

日本では、子どもは 生まれると、いくつかの 大きな 病気に かからないように 注射をします。これを 「予防注射」と いいます。「予防注射」を すると、病気に なっても 病気は 軽くなります。予防注射は、市役所が 決めた 病院で します。予防注射を するときは、「親子(母子)健康手帳」を 持っていきます。お金は いりません。

●子どもを 育てるときに もらえる お金や 助ける 制度

6. 児童手当(子どもを 育てる ための お金)

子どもを 育てている 人は 申し込みをして 市役所から 児童手当(お金)を もらいます。子どもが、2歳までは 毎月 15,000円 もらいます。3歳から 15歳までは 毎月 10,000円 もらいます。

7. 子ども医療制度(子どもが 病院に 行くときの お金を 助ける 制度)

0歳から 15歳までの 子どもが 病院に 行くときは、病院に 払う お金が やすくなります。制度を 使うときは、特別な 証明書が あります。証明書は、市役所で もらいます。市役所に 相談してください。

■保育所・幼稚園

小学校に 行く 前の 子どもを 預けることができます。お父さんや お母さんの 代わりに 子どもの 世話をしたり、勉強を 教えたりします。行くところは お父さんや お母さんが よく 考えて 選びます。

8-① 保育所 (保育園)

保育所 (保育園) は、お父さんやお母さんが働いているなど、家で子どもの世話ができないときに子どもを預かります。0歳から小学校に行く前の子どもを預けることができます。

8-② 幼稚園

幼稚園は、遊びをしながら生活や勉強をするところです。3歳から小学校に行く前の子どもが行きます。

■日本の学校

日本では、4月1日に6歳の子どもが小学校に入ります。子どもは、小学校に6年行きます。そのあと、中学校に3年行きます。日本人の6歳から15歳の子どもを持つ親は、子どもを学校に通わせなければなりません。これを、義務教育と言います。小学校・中学校の授業と教科書は、お金はかかりません。久留米市では、住民登録をすると、外国人も日本の小学校や中学校に行くことができます。わからないときは、市役所の学校教育課に聞いてください。

【子どもの年と学校の関係】

ねんれい 年齢	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳
がっこう 学校	しょうがっこう 小学校						ちゅうがっこう 中学校			こうこう 高校		
がくねん 学年	1 ねんせい 年生	2 ねんせい 年生	3 ねんせい 年生	4 ねんせい 年生	5 ねんせい 年生	6 ねんせい 年生	1 ねんせい 年生	2 ねんせい 年生	3 ねんせい 年生	1 ねんせい 年生	2 ねんせい 年生	3 ねんせい 年生
	ぎむきょういく 義務教育											

●就学援助制度 (子どもが学校に行くときのお金を助ける制度)

あなたの子どもが、久留米市の小学校や中学校に行くためのお金が足りないときは、お金を助ける制度があります。「就学援助」といいます。このお金は、子どもが学校で使う物 (制服・文具) や、学校で食べる給食 (ごはん) などに使います。就学援助を受け取りたいときは、市役所の学校保健課や学校で、申し込みの紙を書いて、必要な書類と一緒に出します。わからないときは学校の事務の人や市役所の学校保健課に聞いてください。

「就学援助」をもらうことができる人
 ⇒ 収入 (給料などの生活するためのお金) が少ない人 など